

社労士オフィス.KAN

KAN 通信

VOL87

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN
 社会保険労務士 武用 貫汰
 〒573-0013
 大阪府枚方市星丘1-26-14
 電話：072-395-1291 FAX：072-395-1291
 e-mail：
 kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

従業員の「資格確認書」が 会社宛に届いた場合の対応

◆「資格確認書」とは

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

しかしながら、令和7年5月のマイナ保険証を利用した人の割合は43.1%（推計値）と半数に届かず、マイナ保険証の利用登録解除を申請する人もいる（6月の受付件数は12,263件）ため、マイナ保険証を保有していない人（マイナカードの電子証明書の有効期限切れの人も含む）すべてに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が申請によらず無償で交付されます。

この資格確認書は、マイナ保険証を使わずに医療機関等で保険診療を受けるために必要となる書面です。

◆送付対象者の自宅へ送付

協会けんぽでは、令和7年7月下旬より順次、令和7年12月2日以降にマイナ保険証にて保険診療が受けられない人の資格確認書を、被保険者の自宅へと送付しています。

また、送付対象者がいる事業所に対して、送付対象者が掲載された一覧表を送付しています。

◆対象者宅に届かなかった場合は会社宛に送付

協会けんぽの発送した資格確認書が、被保険者の転居等により宛先不明となつて届かない場合もあることから、その場合は会社宛に送付するとされており、届いた場合は速やかに本人に配付してほしいとされています。

なお、これらの対応は令和7年4月30日時点の情報に基づき行われているため、既に退職等により資格喪失している人について、一覧表に掲載されていたり資格確認書が届いたりする可能性があります。

【厚生労働省「中医協資料；医療DX推進体制整備加算等の要件の見直しについて」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001521280.pdf>

【厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

【全国健康保険協会「お知らせ（令和7年8月）」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r7-8/7080501/>

活用できていますか？ 「父親の仕事と育児両立読本」最新版のパンフレットが公表されています ◆男性の育児休業取得率の増加

厚生労働省の昨年度の調査で、企業で働く男性の育児休業の取得率が40.5%と、過去最高を記録したことがわかりました。原則として1歳未満の子どもを育てるために取得することができる育児休業に加え、男

性は産後パパ育休制度で、子どもが生まれてから8週間以内に4週間まで休みを取ることができるようになっていきます。

育児・介護休業法改正の10月施行を目前に、厚生労働省から出されている「父親の仕事と育児両立読本」も強化され、7月30日に最新版が発表されています。

◆パンフレットの内容・構成

このパンフレットには、妊娠、出産、子育て期の父親の関わり方や、育児休業制度をはじめとする両立支援制度の基礎知識とその活用方法、仕事と家庭の両立のポイント等が盛り込まれています。大きく、「わかる育休」「とる育休」「子育て書き込みノート」の3部構成となっています。

・「わかる育休」

Q&Aによる育休制度の解説や、給付金、ハラスメント対策についても触れていて、実体験からリアルな声を紹介する活用事例も豊富に掲載されています。

・「とる育休」

育児休業取得の手続きと段取りを確認したうえで、休暇取得までステップを追って手順を解説しており、仕事と家庭の両立支援や育休取得のタイミング、家計のやりくりや各種支援等、実践的な事前準備についてまとめられています。

・「子育て書き込みノート」

妊娠・出産・休業等のスケ

ジュールや、各タイミングで父としてできること、妻へのサポートや出産後の記録、医療機関の情報、子の成長の記録等、書き込むことでオリジナルの記録ノートができあがります。

企業としても、男性に限らず、従業員の育休取得から職場復帰までの実務がスムーズに進むように、このようなパンフレットを活用して、相互理解を深めるとよいでしょう。

【厚生労働省「父親の仕事と育児両立読本～ワーク・ライフ・バランス ガイド～】

https://www.mhlw.go.jp/bun/ya/koyoukintou/pamphlet/dl/ikumen_dokuhon_2024.pdf

9月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出

(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

～当事務所より一言～

今年は夏が長い🍷9月の半ば過ぎたら、ちょっと空気が変わるかな？皆様お身体気を付けて下さい。先日、小中の友人から誘ってもらって小泉今日子様のファンミーティングに行ってきた。「スナック思い出」の設定で舞台が作られていて、カラオケの機会が置いてあって、キョんキョんがファンのリクエストに応じて歌ってくれるという面白い趣向のものでした。松田聖子様のお裸足の季節などいろんな歌を唄ってくれて楽しい日となりました。小泉さんもいつまでも輝いて好きな事をやられていて、「自分も頑張ろう」と力をもらいました。

